

經濟論叢

第七十九卷 第四號

- 標本調査法の基本問題……………馬 場 吉 行 1
- 『資本論』における『農民的分割地所有』範疇の
適用について……………福 富 正 実 20
- 府県税・戸数割について……………北 沢 康 男 36
- 木頭の森林組合……………山 崎 武 雄 55
永 尾 誠 之 輔
-

昭和三十二年四月

京 都 大 學 經 濟 學 會

木頭の森林組合

—その展開過程と性格—

はし が き

徳島県那賀郡の木頭^{キトウ}林業は先進民林業地帯である。民林業地帯においては製材資本・木材問屋と山元山林所有者との対抗関係が問題であるが、木頭では製材資本は木材の生産→流通→加工の全過程を掌握し強大な支配体制を築いていた。流送のみによる木材搬出方法がこの支配の基底をなすものであった。森林組合は林業生産構造に照応するものである。木頭の森林組合も林業発達の担当者としての機能を發揮したが、同時にまた客観的には製材資本の支配を補強する役割をも果していたのであった。しかし戦後長安口ダムの築造は木材搬出方法を流送から陸送へ全面的に転換せしめた。流送依存という搬出方法の特殊性

木頭の森林組合

山崎 武雄
永尾 誠之輔

こそ製材資本の支配体制の基軸であったから、この転換は同時にその体制の崩壊を誘発する一契機とならざるをえなかった。製材資本の原木買付の独占体制から山林所有者の自主的な市場選択の方向へ動きつつある。山林所有者によって推進され実現された陸市設置はそのシンボルであろう。かかる変動に照応して木頭森林組合も変容せざるをえず、ついに分裂するに至ったのである。

木頭森林組合の設立以降その戦前及び戦時中の機能並びに戦後分裂の過程を明らかにするとともに、分裂後における新旧組合の経営の実態、その性格の差異を林業生産構造との関連において検討することが小論の課題である。

第七十九卷 三三一 第四号 五五

木頭における森林組合の源は明治二九年奥木頭村（現在木頭村）に設立された林業組合である。同組合の規約によれば、林業組合は「森林養護普及ノタメ……本村居住ニシテ森林業篤志ノ者ヲ以テ組織」され「林業組合の活動に依って一般造林熱は鼓吹せられ、其の業績も見るべきものがあつた」（永田龍之助、徳島県那賀川流域林業経営調査報告書、昭和一六年、五一—二頁）。この後の林業組合の消息は不明である。大正一二年にはその後身とみられる木頭山林会が那賀川流送路の改修事業に従事していたようであるが、資料の存在しないためその実態を明らかにすることができない。林業組合及び木頭山林会の時期はいわば森林組合の前身をなすものである。森林組合が本格的に活動を始めたのは、後にみるように木頭土工保護施設業森林組合（以下三種組合と略称する）の設立された大正一五年以降である。三種組合は昭和一七年戦時木材統制の末端機関として追補責任木頭森林組合に改編され、昭和二七年には森林法の改正に伴い木頭森林組合に改組された。だが昭和二八年同組合から木頭村森林組合、翌二九年には上木頭村森林組合が分裂したのである。まず三種組合と追補責任組合の時期における組合経営の実態および組合の果たした階層的役割などについて考察しよう。

（一）三種組合の設立と活動 大正一五年にいたって三種組

合の設立された第一の要因は、木材恐慌の深化を契機とする林業共同施設奨励規則の公布である。森林組合制度が法的に林政史上に登場するのは明治四〇年の森林法改正以後のことである。爾来政府は鋭意組合の設立を奨励したが、設立状況は極めて低調であつた。ところが第一次大戦後に始まる木材恐慌の深化を契機に林業共同施設奨励規則が公布されてから森林組合が簇生した。共同施設奨励費は森林組合の行方共同施設に対してのみ交付されたのであり、これは組合設立の強力な槓杆となつた。三種組合もまた奨励規則の申し子であつた。木頭地区の山林は総面積の九八%をしめており、その大部分が私有林である。私有林から伐出される木材は大正七年には年間三〇万石に近く、林業生産額は地区総生産物の八〇%余に達し、林業は木頭産業の大宗であつた。ところが木材恐慌によつて木頭林業は大打撃をうけた。平谷の丁旅館は不況のさなかに米材で増築されたというが、この挿話は米材が非常な低価格で流通しており且つかかる輿地をも席捲していたことを如実に示している。那賀川筋流材川口附近着材数量の変動の跡を辿ってみると（第1表）、明治四二年から大正七年まで一貫して増加しているが大正七年をピークに減少しはじめ、外材が跳梁し始めた大正九年には明治四二年水準に減少、一一年には七年の四分の一に激減している。翌一二年には若干回復しているがなお七年の二分の一にすぎず、以後昭和七年までこの線を低迷している。米材

第1表 那賀川筋流材川口付近産材数量の変遷

年 度	人口	造林地産	原生林産		計
			生	産	
明治42年					926.3
大正1年					1,316.6
7年		256.7	1,946.2		2,203.0
11年		305.2	275.8		587.3
昭和1年		1,042.2	80.9		1,123.2
4年		1,122.4	65.1		1,187.5
8年		2,090.0	25.0		2,115.0

〔註〕 単位1万才（一石=75.75才）
三種組合役員会議案参考表より作成。

あるから、これを獲得するには山林所有者は森林組合を設立せねばならなかった。

第二の要因は林業生産の原生林から育成林への移行である。

山元木材価格は市場木材価格から諸経費を控除して算出される。木頭においても立木の「才当り単価は、総て古庄・中島方面に於ける市場の製品単価から運費・諸懸りを控除して、算出されている。所謂逆算による価格」（永田・前掲書、九〇頁）である。故に山元木材価格は市場価格が不変ならば諸経経費

の圧力による木材価格の下落と取引量の縮小により林業所得は激減し、山林所有者は苦境に呻吟するに至った。かくて山林所有者にとつては、共同施設奨励金の交付によって生産条件を改善し採算関係を好転させることが可能となった。しかも奨励予算は森林組合の行う共同施設に対してのみ交付されたので

第2表 伐木・造材・運材諸経費内訳

	伐木・造材		集材	搬出			計			
	根切	玉切皮判		トバシ	散流	筏流		小計		
									小計	小計
中木頭村	0.15	0.15	0.30	0.20	0.25	0.45	0.70	1.20	1.90	2.65
上木頭村	0.20	0.20	0.40	0.20	0.25	0.45	0.70	1.20	1.90	2.75
村頭木	0.16	0.16	0.32	0.21	0.15	0.36	0.40	1.20	1.60	2.27
三村中級平均			0.34			0.42			1.80	2.56

〔註〕 単位才当り錢 各村中級林地における費用。
永田竜之助：那賀川流域林業経営実態調査報告昭和18年、130～1頁。

（伐採・集材・運材）の増減に逆比例し、諸経費の節減は山元木材価格騰貴の一要因となる。木頭における諸経費をみるに（第2表）、散流及び筏流の費用即ち流送費が総経費の七〇％に達している。流送費の軽減のためには流送路の改修が必要で

あり、それは山林所有者の重大な関心事でなければならなかった。しかし原生林からの伐出が主たるばあい、流送費の節減のため山林所有者が自ら積極的に流送路の改修をなす場合は相対的に少いと思われる。なぜなら原生林の場合、それに投下された前貸資本は一般的に少いかまたは全くない。ところが育成林からの伐出が支配的になると、山林所有者は山元山林価格をその育

生に投下せる資本に対する利潤計算に基いて算出するであらう。育生林業は資本の長期回転性のゆえ不利な産業部門であり、育生林所有者は現実の木材価格と利潤計算による価格との乖離を意識するに至る。山林所有者がこの乖離をうすめようと、山元木材価格の引上げのために流送路改修に積極的に乗出すのはけだし必然的過程であらう。木頭地区の木材伐出量につき原生林・育生林別とその動向をみると前出第1表の如く、育生林からの伐出数量は大正七年には総量の一〇%内外にすぎないが、八年には四〇%に増大しその後圧倒的となっている。これと共に山林所有者は前述の事情から那賀川流送路の改修を積極的に推進したと考えられる。三種組合の設立はかかる事情に基くであらう。

第三の要因は那賀川下流の製材業者による山林の集積である。流送路の改修の場合には全線にわたる整備が必要である。部分的改修では流送費の節減、流送期間の短縮等の経済的效果は少い。三種組合の流送路は谷口以西四ヶ村にわたるが、山林所有者間に所者規模の差異及び利用形態の多様性に基く利害対立もあって、彼等が共同してこれを改修することは困難であった。流域四ヶ村の二千名をこえる山林所有者が三種組合に合流し流送路改修に従事したのは、那賀川下流の製材資本―木材問屋が山林を集積し自ら大山林所有者に転化したことによるものである。製材資本の山林集積の過程は、第一次大戦中および戦

第3表 山林集積の進行過程 一木頭村一

年次	移動林地面積	
	町	
明治22年	1,711.5	
23—33	193.3	
45—大正2年	806.9	
大正 3—8年	4,223.6	
9—14年	1,163.9	
昭和 1—5年	521.8	
6—12年	526.5	

【註】木頭村森林組合：木頭の林業、昭和30年より。

の型があるが、(一)と(二)は偶々行われる程度で(三)が一般的である。見たおしとは、目測によって材積を測定し買主と交渉し売却し木材業者が伐採、搬出するものである。この場合、立木のみならず土地も売買されることが少くなかった。材積量の激増は必然的に山林移動をもたらしたのである。村内村外別山林所有状況の推移の一例をみれば(第4表)、大正一〇年に両者の比率は逆転し村外所有の比重が圧倒的となっている。村外に流出した山林の多くは製材資本の手中に帰したのである。かかる推移は木頭の各村において多少程度を異にし、地区全体として村外地主の支配的となるのは昭和恐慌以後であるが、大正末期に際しかかる情勢は醸成されつつあったのである。製材資本の山林集積の前提条件たる資本蓄積を可能ならしめた重要な

後恐慌の時期に激しく進行した(第3表参照)。山林移動の激増は原木索買の特異な方法にもみられる。原木索買の方法には大別して(一)自力搬出、(二)才売り、(三)見たおし、の三つ

第4表 山林所有者別面積の推移

村内	面積(町)	明治	大正	昭和
		35年	10年	10年
		4,406	2,672	1,101
	%	68	31.9	17.1
村外	面積(町)	2,072	4,404	5,375
		%	32	67.1

【註】半良一森田字木頭地方
における林業生産7の性格とその開過程

の資金を必要とするため容易ではなく、他方小資本の業者の木頭進出も事実上排除された。「流送一本と云う搬出方法の特異性から取引関係が一部の大口取引者のみに限定せられ、材価その他色々の角度から大きな圧力のあった事も衆目の認める所」(木頭村森林組合・木頭の林業、昭和三〇年、一〇頁)であり、陸路拡充の必要が痛感されながらも進捗しなかったのは、製材資本の政治的圧力によるとさえいわれている。流送路は原木買付—資本蓄積—山林集積という運動の出発点をなし、製材資本の木頭林業支配の基礎的条件であった。かかる製材資本が同時に大山林所有者として強力な発言力をもつに至ったことが、流送路改修をめぐる山林所有者内部の軋轢を鎮め、木材流送路の改設に全力を注いだ三種組合に山林所有者の大部分を結集せし

要因は、木頭地区の木材搬出方法が流送のみに限定されていた点にあった。流送の場合、搬出期間は通常一年を要しかつ一挙に相当大量の木材を伐出することが必要であった。それ故、山林所有者が自ら山林を伐採し搬出することは、相当多額

第5表 三種組合の歳出内訳

昭和	年	事務費 及 所費 貸	水路 関係 事業	業 造 林 関 係 事業	費 関 所 他 計 (A)	借入金 返済 (B)	受託 事業 費	予備費	計 (C)	A+B	
										C	C
	3年	9,108	5,032	—	5,032	3,737	—	—	17,920	48.8%	
	6年	2,680	2,635	—	2,635	2,160	—	—	7,475	64.2	
	8年	2,257	—	5,600	5,600	3,866	8,675	2,865	23,263	40.4	
	10年	3,161	1,199	7,009	8,740	3,778	356	423	16,461	76.1	
	12年	3,931	3,584	1,065	4,900	3,981	210	758	13,482	63.6	

【註】各年度決算書より作成。借入金返済を事業費に計上したものは、自己返済金によるもの。昭和三年は、流送路の改修に際して、借入金による事業費が、その加算された借入金を計上したため、前年より増加した。

材価騰貴の際には自己の山林を伐採し、下落の場合には地元所有者の山林をより安く買叩くことよつて、景気変動に巧妙に対処すると共に更に山林集積を進めたのである。

次に三種組合の事業内容を各年度決算書や総会議案等を利用して検討しよう。第5表は組合の歳出内訳を示す。同表によれば各年度において若干変動はあるが、歳出総額に於ける事業費の比重は相当重く、奨励規則の公布以後誕生した森林組合の多くが補助金をうけて林道工事を終ると

腫限組合と化したのとは異り、本組合は終始活動的であつたことが知られる。事業費の内訳をみると、木材搬出施設の改善のための支出が圧倒的である。三種組合ではなく一種一土工組合と目される所以である。搬出施設改善への支出を、流送路と林道関係とに分けてみれば、借入金償還額を前者に加算するならば(第五表備考参照)前者への支出が圧倒的である。更に搬出施設の整備は組合費以外の資金によつても行われている。いま両事業への資金投下額累計をみれば(第六表)、昭和十二年まで水路関係事業に九万二千元、林道関係事業には二万八千円である。林道網は延長一〇軒余が敷設されたが、「その範圍は尚極めて一少部分に限られ、木頭林業地としては更に多数の路線を必要」(永田・前掲書六二頁)とする状態であつた。水路関係事業は具体的には(一)那賀川本流の岩石破碎と浚泄、(二)集水堰の築造、(三)谷口土場の改修よりなり、此等が有機的に実施されることによつて木材を安全、確實、低廉に目的地に搬出することができらる。

岩石破碎と浚泄には水路関係事業費の大部分が投下されている。大正一五年三種組合設立後直ちに「二万四千元投じて岩石破碎工事ヲナシ」昭和七年以降農山村救済事業予算により四万三千円を、十年以降には災害復旧事業予算により一万七千円を投じ、十二年までに累計九万四千元支出されている。かくて本流の改修はほぼ達成されたが「尚支流ニ於テ遺漏ノ点不尠……間断

第6表 水路および林道関係事業への支出額累計

	水路関係事業						林道関係事業	計
	那賀川本流の破碎工事	浚泄	集水堰	谷口土場	小計	計		
昭和3年	22,049				22,094	—	22,049	
6年	24,669				24,669	—	24,669	
8年	25,958	37,000	—	8,675	—	5,006	77,833	
10年	29,338	43,900	10,866	—	2,904	3,403	89,911	
12年	29,799	43,900	17,666	—	6,958	—	97,423	
							28,684	126,107

(註) 各年度決算書より作成。谷口土場改修の支木額が昭和十二年に加算されないのは、改修ののち、三種組合から離れて製材組合に移管されたからである。

ナク容易ニ木材ヲ流送シ得ル施設」の築造が痛感され、昭和一〇年には二千九百円、一一年には四千元が投下された。その竣工により(一)渴水期でも「一昼夜ノ湍水ニテ下流一里以上ニ木材ヲ流下」することが可能となり、(二)「木材ヲ短期間ニ流送スルヲ以テ損傷ヲ与エルコトナク」：長期間山地ニ放置スルコトナキタメ木材ノ腐朽損傷マダハ不時出水に際シ流失ノ虞一を絶滅するなどの効果があつた。かくて本、支流の改修が進んだが更に

つもの隘路があつた。それは谷口土場である。木頭の木材は谷口土場より後流されるが、これが狭隘のため編後が困難であり、そのため木材堆積し小径木の損傷するもの多くまた僅の出水で流失するものが多かつた。昭和一〇年三千四百円が土場拡張に投下されている。かかる一連の水路工事により組合理事者の自負するように「木材ヲ安全確實ニ短時間ニ低廉ナル経費ヲ以テ市場へ搬出シウル」ようになり木材流送費は「組合創設以前ニ比シテ半額以下ニ低下シ其ノ利益凡ソ年額一〇万円ニ遠スル」絶大な効果をあげ「杉山ノ山元価格ハ木頭ト同一地勢ニアル山村ニ比シ遙ニ優位」となつた。かくて流送路の改修は山林所有者に経済的利益を与えたが、流送一本による搬出方法の特異性に基き、下流製材資本が買付を独占し材価決定のヘゲモニーを掌握していた状態の下では、改修による利益は相対的にはむしろ製材業者に歸したであろう。木材斡旋をめぐる山林所有者の動きはこの点を示唆するものである。即ち昭和八年A総代が組合の木材販売事業を提案し、翌九年M総代は「昨年A総代ノ提案ヲ議決セシニ不拘何等具体化ラミズ……定款第二条ノ事業ニ関スル規定ノ一部ハ空文ニ過ギズ」と組合の在り方を鋭く非難すると共に販売斡旋の具体案の作成を要望している。而総代はいずれも製材業を営まない山林所有者であるが、その後も販売事業は全然行われなかつたのである。

「創設以來流送路ノ改修ニ全力ヲ注イダ」三種組合は、客観

木頭の森林組合

的にはそれ自身大山林所有者である製材業者の木頭林業に対する支配体制を補強するものであつたといわねばならない。

(二) 追補責任木頭森林組合への移行とその活動 戦時体制

に入ると共に三種組合もその一環として昭和十七年追補責任木頭森林組合に移行した。その要因は、(一)昭和十四年の森林法改正による森林組合制度の改編、(二)木材統制法(一六年)の公布による戦時林業統制の機構的整備である。木材生産の増強と適正価格の維持とは戦時経済の要諦である。林業統制は木材輸入統制(一三年)をもつて始り、用材輸入統制(一四年)などにみられる価格統制を経、生産面へ拡大してゆき、森林法改正はその出発点であつた。それは一方では私有林経営への国家の干渉、他方では森林組合の林業統制機構への編成替を意図したが、特に後者が主要目的であつた。

改正により森林組合は施業案を編成し、地方長官の認可を受けてこれを行うこととなつた。施業要件としては伐採及び造林の予定量、輪伐期等が規定されているが、そのうち伐採予定量は木材供出制と関連して施業案の主要内容をなすものであつた。木材統制法の公布により戦時林業統制の機構が整備されると共に森林組合は施業案中心の組合へ再編されていった。即ち「原木の統制、製材統制及び消費規制」の機関として全国的には日本木材会社、府県に地方木材会社が設立されたが、森林組合はこの日本社―地木社に於ける林業統制の末端機関として

再編されたのである。しかしながら徳島地木社は那賀川流域において是有名無実の存在で、統制機関としての活動には見るべきものはなかったといわれている。それに替る統制機関として、昭和一七年那賀川木材生産組合が有力製材業者一四名によって設立され、これに対応して同年三種組合は追補責任木頭森林組合に移行したのである。

追補責任組合は定款第二条に組合の行うべき事業五項目をあげているが、そのうち「施業案ニ基キ……森林産物ノ処分ヲ為スコト」が主たる業務であった。具体的には(一)生産組合との山元木材価格の協定、(二)戦時強制限伐採の計画実施である。統制時代の木頭における木材の生産と流通の過程は次の如くである。

まず伐採予定材積が森林組合施業案によってきめられ、それが各山林所有者に割当てられる。伐採予定材積を基礎に森林組合は生産組合と素材売買契約を締結する。直営組合である森林組合は自ら労働者を雇傭してその林分を伐採し、生産組合との契約地点まで集材して木材を引渡す。即ち木材流通過程の出発点は材価協定である。木材市場価格は公定されていたが、山元価格は公定されており、市場公定価格から、伐木造材・運搬費その他の経費を除いた額、に定められた。それゆゑ山元木材価格は諸経費の額に逆比例し、材価協定をめぐる生産組合と森林組合との争点も、公定価格から控除すべき諸経費の見積額にあった。ここでは戦時中の資料が残っていないため昭和二三年度

の材価協定のいきさつをみよう。木材統制法は二〇年に廃止されたが、物資需給調整法や物価統制法が公布され、それに基づき林業統制は存続していたから戦時中と同一事情とみられるのである。二二年木材公定価格が改訂・引上げられたので、森林組合は山元価格を改訂するため生産組合と交渉を開始した。第一回の交渉では森林組合側は運賃諸掛りを右当二六円と見積ったが、生産組合側は八五円と主張し「意見一致せず……物別れの止むなきに至った」。第二回交渉では「生産組合側は……六八円を主張、本組合は四〇円を主張、折衝五時間に及ぶも意見一致せず」、第三回交渉では森林組合側は早急な解決のため五四円まで譲歩したが、生産組合側は六八円を固執して譲らず「基本的に意見対立が生じ……交渉を中止」するやむなきに至った。第四回の交渉において(一)運賃諸掛りは五四円、(二)今後木材公定価格の改訂もあるも運賃諸掛りは据置く、の二条件で材価協定は解決した。かくて生産組合は、運賃諸掛りについては譲歩したが、これを据置くことよってその後の公定価格引上げによる利益を独占するに至ったのである。この解決について森林組合理事者は「洵に遺憾」と慨嘆している。Q理事は当時を回想して次のように語っている。「山元木材価格の算定は単純至極で運賃諸掛りを算出すれば自動的になされるわけであった。

しかしこの運賃諸掛りの見積額が両組合側で食い違い紛争の起ることが多く、その時には警察に仲裁を依頼したが、結局材価

第7表 地区内地区外山林所有者別
伐採材積及び伐採比率

	伐採材積			蓄積 石数 D	伐採比 率 $K = \frac{C}{D}$
	地区内 A	地区外 B	計 C		
伐採材積	50町歩以下所有者(E)	11,860	4,678	16,538	0.75%
	50町歩以上所有者(F)	10,377	9,440	19,747	0.25%
	計(G)	22,167	14,138	36,365	1,076.2
蓄積石数(H)	462.8	613.4	1,076.2		
伐採比率 $\frac{G}{H}$ (I)	0.47%	0.23%			

(註) 1. 伐採材積は昭和18年素材売買契約書より整理
理(但し木頭村の分) 2. 蓄積石数は地区内・山林所有
水調査(昭和10年) 3. 地区内・山林所有者
積石数は総蓄積石数に在る積石数に
以下所有のそれに乗じて
から50町歩以上の総面積を
その比率に総面積を乗じて

協定については森林組合側は不利であった」と。
かく協定された山元価格は、原木の生産原価ないし造林者の
希望を全く無視するような低い水準にあった。「戦時中の伐採
によって荒廃した山林は二千町に達する」(Q理事)状態は、
低価格木材供出の負担が山林所有者に背負わされたことを示す
ものであろう。山林所有者がこの負担を軽くするには伐採材積

木頭の森林組合

を少くする以外に方法はなかつた。次に当時の伐採材積の割当
状況をみよう。第七表は地区内外山林所有者別及び五〇町以上
と以下山林所有者別の伐採材積並びに伐採比率を示す。P理事
は「戦時中は地区外山林所有者の山を狙い討ちの形で伐採し
た」といわれるが同表の数字は若干異っている。即ち昭和一八
年の木頭村伐採材積三万六千石のうち地区外所有者のそれは一
万四千石であるが、地区内所有者においては二万二千石である。
蓄積石数に対するそれぞれの比率をみると、地区外所有者では
〇・二三%であるのに対して、地区内所有者ではそれに倍する
〇・四五%である。右の伐採材積は同年の総伐採量の約五〇%
余にあたるが、これによって一般的傾向は知られるであらう。
「狙い討ち」されたのはむしろ地区内山林所有者である。地区
外山林所有者(その主要なるものは製材資本である)は、低価
格木材供出の犠牲を地区内所有者に転嫁したといえるではなか
らうか。次に所有規模別にみれば、五〇町以上の山林所有者の
伐採比率は僅かに〇・二五%にすぎないが、五〇町以下のそれ
は前者の二倍以上の〇・五七%に達している。即ち低価格木材
供出の負担は大山林所有者に比して、中小山林所有者により重
く負わされていたのである。
追補責任木頭森林組合は重要産業に低価格で木材を供給する
ための戦時強制伐採の計画実施機関であり、国家木材統制の直
接の担当者であった。とはいえその機能はこの点にのみつ着る

ものではない。森林組合は地区外山林所有者に製材資本を以て、材価協定並びに強制伐採の不均衡割当を媒介することによつて、強制伐採の負担を単なる山林所有者に転嫁せしめると共に、大山林所有者をしてその負担を中小山林所有者に転嫁せしめる機能をも果していたのである。

二

昭和二八年五月木頭森林組合より分離して木頭村森林組合が組織された。両組合の性格を比較検討することがここの課題であるが、まず木頭森林組合の構成をみよう。本組合は平谷・木頭・上木頭をその地区とし、組合員数七二人、その所有面積二一、九九五町（見込面積）であり、地区内山林所有者の四一・二%、山林面積の七一・三%をしめている。次表によれば既に指摘した本地区における山林所有集積の著しく進んでいることが明らかである。即ち所有者数の六四・三%をしめる五町以下の所有者の所有面積は総面積の僅か七・七%であるが、所有者数の僅か三%をしめる一〇町以上の所有者の所有面積は総面積の六〇・一%に達している。このことは森林組合員所有面積についても同様であり、五〇・三%をしめる五町以下の所有者の所有面積が八・七%であるのに対し、四・三%の一〇町以上の所有者の所有面積は六一・七%である。注目すべきことは所有者の三四・七%をしめる一町未満の所有者が森林組合か

第8表 木頭森林組合地区内における階層別
山林所有者数、組合員数及び所有面積

	所有者数		所有面積		組合員数		所有面積	
	人	%	町	%	人	%	町	%
1町未満	608	34.7	225	0.7	—	—	—	—
1～5町	518	26.6	2,198	7.0	363	50.3	1,927	8.7
5～10町	302	17.3	1,822	5.9	144	19.9	1,027	4.7
10～50町	230	13.1	5,200	16.8	151	20.9	3,127	14.2
50～100町	41	2.3	2,919	9.5	33	4.6	2,348	10.7
100～500町	44	2.5	9,001	29.2	25	3.4	6,728	30.6
500～1000町	5	0.3	3,698	12.0	4	0.6	3,151	14.3
1000町以上	3	0.2	5,840	18.9	2	0.3	3,687	16.8
計	1751	100.0	30,853	100.0	7221	100.0	21,995	100.0

〔註〕 1. 昭和29年度県統計より作成。
2. 面積は見込面積。

らその定款に基き排除されていることであり、このことは組合の組織率の低い主たる原因をなしている。本組合における地区外組合員は三五一人で組合員の四八・六%であるが、その所有

面積は総面積の六九・九%をしめている。即ち不在地主の所有面積が大であるが、就中五〇町以上の大地主はすべて不在地主でありその大半が那賀川下流の製材業者である。組合の役員は組合長のほか副組合長二名理事二名監事四名である。そのうち不在地主は副組合長一名理事三名監事一名であるが、いずれも大地主であり、その組合に対する支配力は、地区内役員にも彼等と密接な関係にある者もあるゆゑ相当強力なものと思われる。このことはわれわれの聴取調査及び組合議事録からも推測されるところであり、また彼等の買子を媒介とする村落支配関係とも関連して思われる。

次に木頭村森林組合についてみよう。同組合は木頭村を地区とし、次表によれば組合員数三五六人、その所有面積六、九四二町であり山林所有者の六七・六%、山林面積の四一・三%をしめている。これを旧組合と対比すれば、組合の組織率は高いが組合所属山林面積の地区内山林面積に対する比率は低い。組合の組織率の高い理由は、本組合が一町未満山林所有者をも加入せしめており村内地主は殆どこれに参加しているからであり、所属面積の少いことは本村には不在地主が多くしかも彼等の多くは旧組合に加入していることに基く。不在地主の所有山林面積は村内山村の六〇・一%に達している。本村における山林所有の集積も著しく進んでおり、所有者数の四五・五%をしめる五町以下の所有者の所有面積は総面積の二%にすぎず、五・七

%をしめる一〇〇町以上の所有者の所有面積は七一・五%である。組合員についてこれをみれば、その四六%をしめる五町以下の所有者の所有面積は三・四%であり、二%をしめる一〇

第9表 木頭村森林組合地区内における階層別山林所有者数、組合員数及び所有面積

	所有者数	所有面積	組合員数	所有面積
1町未満	89人 16.9%	53町 0.3%	71人 19.9%	38町 0.5%
1～5町	151 28.6	290 1.7	93 26.1	200 2.9
5～10町	138 26.2	959 5.7	100 28.1	747 10.8
10～50町	101 19.2	2,166 12.9	75 21.1	1,311 18.9
50～100町	18 3.4	1,324 7.9	10 2.8	736 10.6
100～500町	23 4.4	5,457 32.4	6 1.7	1,560 22.5
500～1000町	4 0.7	2,112 12.6	—	—
1000以上	3 0.6	4,455 26.5	1 0.3	2,350 33.8
計	527 100.0	16,816 100.0	356 100.0	6,942 100.0

〔註〕 1. 29年度県統計より作成。
2. 面積は面積見込面積。

〇町以上の所有者の所有面積は五六・三%である。右の点に関しては新旧二つの組合の間には本質的な差異は存しない。しかしながら本組合における一〇〇町以上の地主は一名を除きすべて在村地主である。また組合員三五六名のうち村外組合員は一六名

(四・五%)、その所有面積は三一六町(四・五%)にすぎない。組合の役員は組合長のはかり理事九名監事三名で、いずれも在村地主であり、組合の推進者は最大の地主たる組合長O氏である。本組合は本質的に村内山林所有者によって構成、運営されており、不在地主の支配力の強い旧組合と対照的である。

木頭村森林組合のかかる性格は旧組合からの分裂の原因を端的に示すものともいえよう。そもそも過去数十年にわたる木頭林業の發展のため大なる役割を果してきた木頭森林組合が何故分裂したであろうか。その原因の一として昭和二六年の森林法改正があげられる。即ちこれにより森林組合は協同組合として再編され加入脱退の自由が認められた。併し乍ら脱退の自由が認められたとしても、組合員が組合の実状に満足しているならば脱退はしないはずであり、この改正は分裂の一契機を与えただけにすぎないであろう。分裂の他の原因は那賀川綜合開發事業による、木頭地区の出口を扼す長安口ダムの建設である。ただしこの八三米のダム建設は従来流送一本に依存していた木頭林業を一変せしめた。山岳重疊たる奥地木頭の木材を搬出するには那賀川を利用する流送、谷口土場までの散流をそれより下流への筏流―が唯一の方法であり、かかる自然的条件を巧みに利用して下流の製材業者の木頭林業に対する支配体制は確立された。那賀川木材生産組合の結成はその体制をより強化した。他地方の業者が木頭で立木を買っても、その山林労働に従事する

者を下流業者がボイコットするという巧妙な手段がとられ、事實上伐出が困難であったともいわれている。かかる体制に対応して木頭森林組合の主要任務は流送路の改修、集水堰の築造、林道の敷設等にあつたのであり、また組合が那賀川木材生産組合と材価交渉を行った際に不利な立場にあつたことは既に述べたところである。ところでダム建設は流送を一挙に不可能ならしめ、トラックによる陸送に切替えられた。これにより従来約一年を要した木材の搬出が数ヶ月に短縮され、木材の流失・損傷が防止されたのみならず、流送に比して遙に小口の取引が可能となつた。かくて下流の大製材資本の独占下にあつた木頭林業に対して、小資本進出の可能性も生じたのである。既に敗戦直後徳島市の有力業者が大阪の業者と結んで木頭への攻勢を行っている。戦後の木材ブームを背景として他地区の業者の木頭進出も除々に行われんとしていたが、ダム建設がその翻期をなしたのである。強力な統制組織であつた那賀川木材生産組合は昭和二五年まで存続しているが、その機能はより早く失われている。かくてダム建設は製材資本の木頭林業に対する独占体制の地盤をゆるがす要因となると共に、他方森林組合の主要な任務であつた流送関係の事業の重要性を喪失せしめたのである。かかる情勢に対応して、木材ブームのつて経済力の上昇せる地元山林所有者が製材資本の支配下より脱却しようとすることは必然的であろう。またそれと共に彼等が製材資本の支配下に

あつた森林組合に不満をだくに至つたことも容易に推測される
ところである。新組合の人達はわれわれの質問に対して「一応」
「複雑な事情があつて……」と言葉を濁しているが、脱退の主た
る理由は(一)旧組合の地区は余りにも廣大であり、各村及び地区
内所有者と地区外所有者の利害対立があり、最も奥地である木
頭村は屢々不利であり、而も流送關係、林道等の事業はむしろ
地区外大地主に有利に行われたこと、(二)旧組合の活動は近年沈
滞し次第に密生化していたこと、にあると推察される。従つて
森林組合の分裂は必然的であつたであらう。それは在村地主と
不在地主就中製材業者との利害対立に基因するものであり、そ
の割期をなすものがダム建設であり、森林法改正は法的にその
契機を与えたものであらう。他方木材ブームの波にのり上昇せ
る在村地主の経済力が新組合結成の経済的地盤である。ダム建
設に対して最初製材業者と共にその反対運動に結集した地元民
のうち、まず木頭と上木頭の村民が脱落したことは興味深い。
彼等は反対運動の渦中において、ダム完成後の自村林業の進路
を自覚したとも思われるのである。なお従来木頭木材の殆ど一
〇〇%を掌握していた下流製材業者の現在における取扱数量は
約八〇%であるといわれている。即ちその木頭林業に対する支
配力は依然として強力であるが、その独占的地位はやや弱体化
しつつあるのである。

ところで分裂後二つの森林組合は如何なる機能を果している

であらうか。ここでは紙数の關係もあり両組合の事業内容につ
き、その特徴的な点をのみ検討し両者の性格にふれるにとどめ
よう。

(一) 木頭森林組合

本組合は昭和二七年三月定款変更によ
り現行森林法に基き組織されたものである。ここでの問題は本
組合が協同組合として如何なる役割を果し、木頭林業に対して
如何なる意義を有しているかという点にある。いま昭和二九年
度及び三〇年度の総会議案によつてその事業内容をみれば次の
如くである。

(1) 教育指導事業 二九年度においては「単に立木販売価格の
連絡伐採許可及び届出励行、造林補助申請」等を行った程度で
あり、三〇年度にも変りなく、積極的活動は行われていない。

(2) 貸付事業 森林組合の重要な任務が林業資金の斡旋にある
ことは我国の組合の実状だが、本組合においては、(1)造林補助
金は二九年度二、六一三、五八八円で七一件、これによる造林
面積は二六二町六反であり、一町当九、二二〇・九円で実際の
造林費の約三〇%にあたる。三〇年度は二、五六八、三九四円
で一七四件、造林面積は二八二町八反五畝で一町当九、〇八〇
・三四円で前年度より減少している。一件当り、補助金は三六、
八一円および一四、七六一円であり、造林面積は三町六反九
畝二六歩および一町六反二畝一七歩である。(2)伐採調整資金は
二九年度三五六・五万円、三人が借入れており、一人当一七

四、二二二円であり、三〇年度は二四〇万円で九人が借入れ一人当二六六、六六七円で前年度より減少している。伐調資金はいうまでもなく適正伐期令級以下の立木維持を目的とするものであるが、その使途をみれば二九年度においては一人三人のうちに林業に投下したもの五人、教育費一人、生活費七人であり、三〇年度は九人のうち林業四人で他はすべて生活費にあてている。伐調資金を林業に投じているのは比較的土地所有の大なるものであり生活費にあてているのは零細所有者であるが、二〇

一三〇町の所有者でも生活費に使用している者もある。かかる低利資金（年四分）も現実には生産的に利用されてはいないのである。(4)造林借入金は二九年度一件五〇万円、三〇年度一件一四〇・七万円であり、いずれも大地主により年利四・五％、五年据置二〇年払の条件で利用されている。森林組合はかかる資金の斡旋に際して造金補助金一〇％、伐調資金一％、造林借入金〇・五％の手数を徴収しているが、これは組合の重要な財源の一つである。他方、組合内の造林面積は二九年度三二五町四反六畝、三〇年度（見込）三三七町六反三畝であるが、同年度の伐採面積及び材積は二九年度三三〇町、一〇五、八一六石、三〇年度三三七町、一〇四、七〇七石である。伐採面積及び材積は税金の関係もあって正確に把握することが困難であり、右の数字も実績よりかなり少ないと思われる。従つてこの林業地帯においても山林荒廃傾向の内在していることが明らかで

あろう。

(9)種苗生産事業 種苗生産は従来組合員自らこれを行ひ組合は直営しなかつた。二九年度には組合は組合員の生産種子（杉一石一斗四升）を県営苗圃に育成を委託し、その残り二斗二升を組合員に無償で配布している。三〇年度にはこのほか直営苗圃を設置している。

(4)利用事業 最近における組合の流送路、林道等の土木事業は政府及び県の緊縮予算の影響をもうけて沈滞し二九年度には四四〇、六三七で集水堰二つの補修、三〇年度には八五九、一二五円で集水堰一つの復旧が行われた。林道工事は行われていない。

(5)購買事業 本組合は購買事業を殆ど行わず、僅かに苗木の購買を行うのみ。即ち二九年度六九、四五〇本、三〇年度には二一・五万本に激増している。その他の商品は取扱っていない。

(6)販売事業 従来本組合においては販売事業は全く行われておらず、三一年二月徳島県那賀川原木市場が設立されて以来初めて木材販売が行われるに至つた。

(7)受託森林経営事業 この事業も従来行われていないが三一年度に初めて三カ所四一町に一七二万円で杉九・三万本、檜二千本の造林が行われた。

以上木頭森林組合の事業内容を概観したが、本組合は従来協

同組合としての積極的経済的活動を行つておらず、最近ようやくかかる方向への動きを示しているにすぎない。従来最も重要な任務であつた流送及び森道関係の事業は不振である。ところで組合の経営内容をより具体的に明らかにするため組合の収支関係をみよう。二九年度の組合収入三、〇〇二、四二九円のうち、主なる科目のしめる比率は販売手数料五四・三%、利用事業一五%、造林手数料一三・八%、貸付事業八・四%、事業外収入五・六%であり、特に販売手数料が重要な地位をしめている。この販売手数料は所謂販売事業による手数料ではなく、立木売買の際組合へ提出される伐採許可申請及び届出に対して、組合の徴収する売買価格の五%の手数料である。造林手数料も殆ど造林補助金の手数料よりなる。一方、組合支出二、九七五、四三八円のうち主なる科目の比率をみれば、一般管理費七五%、水路関係事業費一四%、貸付事業費七・二%であり、一般管理費の比重が極めて高く事業関係のそれは低い。第り表と比較すれば水路関係事業費の激減が特徴的である。一般管理費のうち役員報酬と給料手当の合計は五一・五%をしめ、これは組合支出の三八・六%に達する。即ち組合収入は殆ど単なる手数料によるものであると共に、事業支出の小額なることを示しており、森林組合は国家資金の単なる斡旋機関にすぎず、組合自体による事業は沈滞しているのである。協同組合としての森林組合の進むべき道は、その経済活動即ち種苗生産・造林・販

売・購買・利用等の事業にあり、資金の融通も此等の事業との関連において行わるべきである。最近ようやくかかる方向への動きが見られるが、現状ではなお極めて不十分である。他方注目すべきことは、従来本組合を支配してきた下流の製材資本が組合に対する関心を失いつつあることであり、既に有力なる両氏が組合より脱退している。このことは流送から陸送への転化を契機として、森林組合がかつての土工組合としての役割を喪失せる現実に基づくと共に、他方組合の原木市場への参加に対応するものであろう。

(二) 木頭村森林組合

(1) 教育指導事業 本組合の根本的指

導方針は村内山林の村外への流出を阻止することであり、講習会の開催、種子改良、精莢樹の選定、病虫害の予防消毒、簡易索道の奨励、立木の売買斡旋、密植及び椎茸栽培の奨励等を行つており、旧組合におけるよりも積極的であるが、その実績はなお少い。

(2) 貸付事業 (1) 造林補助金は二九年度においては二、一九七、九七一円で一九八件、これによる造林面積は二三五町五畝であり、三〇年度には二、三二三、〇二〇円で二二四件、造林面積は二二六町五反である。即ち一件当補助金はそれぞれ一、〇七〇・五六円、一〇、三二五・八九円であり、造林面積は一町一反八畝二一歩および一町一畝四歩である。一町当補助金は二九年度の九、三二六・三五円に対し、三〇年度は一〇、

二二・四五円と増加しているが、一件当補助金及び造林面積は三〇年が小である。いまこれを旧組合と比較すれば一町当補助金については殆ど差異はないが、一件当り造林面積及び補助金は小である。これは本組合においては中小地主が多く大地主の少いことに基くものである。(f)伐採調整資金は二九年度二四一・四万円であり、三〇年度は二五〇万円であり、三〇年度には林業に投下したものは僅か一人、製材資金一人であり、その他は生活費三人、教育費二人、建築費三人である。三〇年度には林業に投下したものの二人、教育費五人、生活費一人、商業資金一人である。即ち伐調資金は殆ど林業に投ぜられておらず旧組合におけるよりも甚だしいのである。(g)造林借入金金は三〇年度に一件あるのみだが三四〇万円で組合長〇氏が借受けている。なお貸付事業に関する組合の手料は旧組合と同率で徴収されている。かくて貸付事業に関しては新旧二つの組合に何等の差異も存しない。また同年度における伐採面積及び材積は二九年度二八〇・五三町、九七・三四八石、三〇年度二六一・〇六町、九四、八一八石であり、ここにも濫伐の傾向がみられるのである。

(9)種苗生産事業 組合による直営苗圃の経営は積極的には行われておらず旧組合におけると同様である。

(4)利用事業 二九年度には六三一、四一四円で林道工事を行

い、三〇年度には一、六六六、〇五八円で林道復旧工事をなし延長六二四米を完成している。なお本村においては県営による原地林道の開設が進められており、本年度より余剰農産物の見返資金による民有林開発が森林開発公園によって着手されている。

(5)購買事業 本組合における購買事業は旧組合のそれよりも活潑である。即ち二九年度には苗木一六、九〇〇本(三四四、八七五円)、そのほか椎茸菌五五五本(三三三、一八〇円)、椎茸菌打込器三個(一、六五〇円)であり、三〇年度には苗木一四三、三〇〇本(三五五、九三〇円)、椎茸菌四三三本(三三〇、四五〇円)、椎茸菌打込器七個(三、八五〇円)、粒状固形肥料四噸(三、二〇〇円)である。

(6)販売事業 本組合は設立当初より販売事業を企図し、組合長の出資せる村内の製材会社をその外業部として利用せんとしたが軌道にのらず、三〇年末より県森連への木材出荷の動きもみられたが成果をあげるまでに至らなかつた。原木市場の設立後三一年度より積極的に木材の受託販売が行われ、更に木炭の共同出荷計画も進められている。

そのほか組合の事業として森林受託経営、巡回診療等が行われているが重要なものではない。次に組合の収支関係をより具体的に二九年度についてみよう。収入一、四四八、七二八円のうち主なる科目のしめる比率は、林業事業分損金二七・五%

販売手数料二四%、林道事業補助金二六・一%、造林手数料一五・一%、雑収入七・二%等である。販売手数料は旧組合のそれと同じ性格のものであり(率も同じ)造林手数料は全額造林補助金の手数料であるが、この面者で総収入の三九・一%であるのに対し、林道事業関係は四三・六%である。また支出一、四三八、三四〇円のうちでは一般管理費四七%、林道事業費四三・九%、森林区実施計画実行費四・九%、その他四・二%であり、役員報酬と給料手当の合計は一般管理費の四五・九%をしめ組合支出の二一・五%である。かかる経営内容を前述せる旧組合のそれと比較すれば、木頭村森林組合は林道事業を中心としてより積極的な活動をしており、単なる手数料のしめる比重もより低いのである。また最近購買、販売等の経済活動も發展傾向を示しているが、しかもなお旧組合と大差のない状態である。

木頭村森林組合成立の翌年七月、上木頭村民の大半が旧組合より脱退して上木頭村森林組合を組織した。上木頭村森林組合はその組合員一三六人、組合員の所有面積は約四千二百町であるが(二九年度末現在)、その特徴は第一に殆ど在村地主によって構成されておりかつ大地主が少く、第二に協同組合としての経済活動に重点をおいていることである。即ち組合員のうち不在地主は僅か二人にすぎず而も零細所有者であり、組合はまず組合手数料を他の二つの組合より引下げると共に(造林補助金手数料は三%、前述の販売手数料三%、前述の販売手数料三

%、他方(1)直営苗圃による種苗生産、(2)苗木・雑草・農薬・農機具・肥料等の購買、(3)木材の販売、などを積極的に行っている。特に注目すべきは(3)である。しかしながら本組合は林道・水路関係の事業を行っておらず、また前述せる二つの組合における販売手数料を低率ではあるが徴収しており、これが組合の重要な財源となっている。このことは本組合の弱点並に他の組合との共通の性格を示すものとして指摘されねばならない。木材の販売事業は三〇年秋より行われ受託販売・買取販売の二方法により厚森連に出荷され、三〇年度においては前者二〇万才後者二五・八万才であり、三一年度には一月五日現在までにそれぞれ一五万才及び一〇万才である。しかしながらこの数量は伐採石数の約一七%にすぎず、むしろ問題は今後に残されている。この場合の販売手数料は受託販売では才当り二五銭であり、買取販売のばあいは価格騰貴の際には才当り一円、下落の際には組合長の責任となっている。かかる販売活動は上木頭村森林組合が木頭地方の先駆をなしており、これに刺激されて木頭村森林組合及び木頭森林組合も販売活動を開始するに至ったのである。三組合のうち最も小規模な上木頭村森林組合がまず最初にトラックを所有していることは象徴的である。而して各組合の販売活動を決定付けたものは徳島県那賀川原木市場の設立であったのである。同市場は三一年四月五日の初市以来十一月五日までの取引数量四〇〇万才にすぎないが、木頭林業

に与えた影響は大である。同市場は製材業者を排除して山林所有者のみによって組織されたものである（社長Y氏は製材業者であるが自らはこれより退き山林所有者として参加）。これによって木頭地方においては従来よりも一〇〜二〇%有利に立木の販売が行われることになったといわれており、更に従来商品価値のなかった小経木も有利に販売されることになったものである。これと共に森林組合は経済活動への強い刺激を与えられ、組合員の組合に対する関心も次第に高まりつつある。かかる傾向はまた三つの組合間の性格の差異を徐々に消滅せしめる方向をも示している。いま伐採許可申請及び届出の際の販売手数料についてみれば、木頭森林組合は三一年六月より手数料一・五%及び一町当り四〇〇円以下の賦課金に引下げ、木頭村森林組合も三一年度より石当り一四円に引下げている。かくて各組合ともに組合自体の経済的活動を指向しつつあるが現状においてはなお極めて不十分なものといわなければならない。

むすび

我国有数の林業地帯木頭の林業の発達に対して森林組合は大きな役割を果たしてきたのであるが、戦前木頭土工保護施業組合の時期には土工組合として流送路改修・林道開設の担当者となり、戦時中追補責任木頭森林組合の時期には戦時林業統制の末端機関として強制伐採の下請機関として、森林組合は地元組合

員の経済的利益を擁護するよりも、むしろ客観的には那賀川下流製材業者の木頭林業に対する支配体制確立のための有力な手段と化していたのである。戦後森林法の改正によって協同組合として発足した組合が長安口ダム建設を契機として分裂するに至ったことは必然的過程であった。独立した新組合は積極的に経済活動を意図し、特に上木頭村森林組合においては販売事業を中心として実現されつつあるが、なおその活動は不十分であり、また他方では程度の差はあれ旧組合の性格をうけついでいるのである。林業は本来資本の回転期間が長く、零細山林所有者は森林組合を必要としながらも、これに加入してうける経済的利益は著しく制限される。ここに森林組合の活動の困難な一因がある。分裂後の三組合についての検討により、そのいずれもが、程度の差こそあれ最近徐々に経済的活動を指向しつつあることが明らかであり、原木市場の設立はその契機を与えるものであるが、しかも組合はいまだ本質的には協同組合としての経済的活動を充分には行っておらず、特に旧組合において著しい。他方木頭林業に対する製材業者の支配力はなお強力であるが、ダム建設を契機とし原木市場設立の過程において徐々に動揺しつつあることも看過されるはならない。彼等が森林組合に対して関心を失いつつあることは、かかる過程に対応するものである。（本稿は林野庁の委嘱により昨春山岡教授の指導の下に行われた実態調査の一部である。）